

平成24年度第4回南部町農業委員会総会会議録						
招集年月日	平成24年7月10日(火)					
招集場所	南部町天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分			閉会時間	14時25分	
委員出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	谷本 三宝信	出席	12番	吉原 賢郎	出席
	2番	松川 徹	出席	13番	岩田 有司	出席
	3番	作野 英明	出席	14番	庄倉 三保子	出席
	4番	渡邊 義明	出席	15番	種 正明	出席
	5番	秦野 俊美	出席	16番	橋谷 邦光	出席
	6番	市川 春樹	出席	17番	幅田 智	出席
	7番	井田 憲美	出席	18番	野口 晴正	出席
	8番	岡田 康文	出席	19番	安達 洋昌	出席
	9番	新井 健次郎	出席	20番	唯 仁司	出席
	10番	野口 康夫	出席	21番	恩田 一秀	出席
11番	白川 透	出席				
議事録署名委員	5番	秦野 俊美		6番	市川 春樹	
出席吏員	事務局長 仲田 憲史		農務室長 田村 誠		事務員 田辺 操枝	

付 議 案 件	
議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	農用地利用集積計画の決定について
協議事項	(1) 視察研修について (2) 遊休農地調査について
報告事項	(1) 一時転用届について
その他	(1) 農業委員等の公務災害補償制度について (2) 平成24年度第5回南部町農業委員会総会の日程について

日程及び提出議案の題目	(発言者)	
1, 開 会	局 長	ただいまより、平成24年度第4回南部町農業委員会総会を開会致します。委員数21名中21名全員出席です。農業委員会法第21条及び農業委員会規則第5条によりまして、出席者が過半数に達していますので本会は成立していることを報告致します。
2, 挨拶	会 長	
議長選任	局 長	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行致します。
3, 議事録署名委員及び書記の選出		休憩 13:34 (事務局、議事録署名委員確認の為退室) 再開 13:36 (事務局入室)
		議事録署名委員: 5番 秦野 俊美 6番 市川 春樹 書記: 田辺 操枝
4. 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許について	議 長	『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の2の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。 平成24年7月10日提出 南部町農業委員会会長 恩田 一秀

内容につきましては、室長より説明致します。

室 長

番号 1

土地の表示

登記： 現況： 地積： m²
筆 m²

譲渡人：

譲渡事由：高齡化 耕作面積： m²

譲受人：

譲受事由：贈与 耕作面積： m² 権利の種類：所有権移転
(備考)譲渡人の が高齡化による生前贈与です。譲受人である
は既に贈与で経営継承しており、農作業に主として従事していま
す。農地取得下限面積は 50 a 以上で基準を満たしていますので申請妥当
と判断しました。

今回、一筆だけ出されましたのは、 が出来たことにより申
請されました。

番号 2

土地の表示

田 筆 m² 畑 筆 m² 合計 筆 m²

譲渡人：

譲渡事由：不在 高齡化 耕作面積： m²

譲受人：

譲受事由：分家贈与 耕作面積： m² 権利の種類：所有権移転
(備考)譲渡人の は不在地主で高齡のため、既に分家している譲
受人の と協議が整い、農地として経営継承するため贈与しま
す。農地取得下限面積が 50 a 以上で基準を満たしていますので申請妥当
と判断しました。

さんは 歳です。

番号 3

土地の表示

合計：畑 筆 m²

譲渡人：

譲渡事由：高齡化 耕作面積： m²

譲受人：

		<p>譲受事由：贈与 耕作面積： m² 権利の種類：所有権移転 (備考) 譲渡人の が高齢化による生前贈与です。譲受人である は世帯を同一とする 経営継承を行い、 農作業 に従事します。農地取得加減面積は50a以上で基準を満たしております ので申請妥当と判断しました。 さんは 歳です。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第1号につきまして質疑を受けます。 (質問・意見なし) ご異議ございませんか。</p>
	一 同	<p>異議なし。</p>
	議 長	<p>異議なしと認め『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』は議決承認されました。</p>
議案第2号 農地法第5 条の規定に よる許可申 請に対する 許可につい て	議 長	<p>『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。提案者から説明を求めます。</p>
	局 長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について 農地法施行令第1条の15の規定により提出された下記の許可申請につい て、許可することの可否についての採決を求めます。 なお、許可にあたっては、農地法第5条第3項の規定により鳥取県農業 会議に諮問し、許可妥当であるとの答申のあったものについて許可通知を 行ないます。 平成24年7月10日提出 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 内容につきましては、室長より説明致します。</p>
	室 長	<p>番号1 土地の表示 登記： 現況： 地積 m² 田 筆 m² 貸渡人： 借受人： 契約種別：賃貸借 用途： 転用目的及び施設の概要： (備考) この申請地は農業振興地域農用地除外地です。申請地を中心とし た半径500mには と2以上の施設が存在し、町 道には水道、下水道の2種類の埋設管があり、農地区分は3種農地です。 地元への転用事業説明会も終了して合意が得られ、町道、隣地の境界確 認が終了したため申請妥当と判断しました。 現地調査資料の1～3ページに図面と事業計画書を付けています。1ペー ジを見てください。 の交差点のT字路を約40m入った所が申 請地になります。2ページ目は切り図です。三方を道路で囲まれていて 確保は十分取れる場所です。3ページ目に事業計画平面図及び横断図 を付けています。 の仕上げは舗装で、縁に路面排水を取る為に排水 溝が設置されます。30～40cm程度の盛土をして、その後路盤を敷いて 舗装をされます。排水の関係で水路関係の同意書も取られています。 事業実施者には許可書配付の際にこの様な条件である事を説明し、 設けられるように事務局から申し添えをした いと考えています。以上です。</p>

	議 長	現地調査報告をお願いします。
	吉原委員	<p>現地調査報告を致します。本日午前9時より、恩田会長、唯代理、安達委員、渡邊委員、吉原と、事務局より仲田局長、田村室長、以上の7名で現地調査を行いました。</p> <p>調査した結果は、境界も立ち会い済みで、境界杭も設置されていました。水利関係も5月26日に、水利組合、水利組合の同意を得ておられます。以上、現地計画図と照合し申請は適正と思われる。報告を終わります。</p>
	議 長	議案第2号について議疑を受けます。
	作野委員	<p>道路に二方接しているようですが、出入口はオープンの状態での使用なのか、ロープ等で開閉されるのか対応はどうされるのですか。</p> <p>もうひとつは、 がりましたが、斜線等を引いて対応されるのか、囲いなどをされるのか対策をお尋ねしたいと思います。</p>
	室 長	<p>出入口について図面の3ページで説明しますと、蓋5メートルと書いてある少し上に矢印が記してあるこの角の所に の出入口を設置される予定です。そこから横断防止柵と書いてある所にはフェンスを設置して他の車両の進入を防ぐ対策をとられるそうです。</p> <p>もう一点の についてですが、 と記するのが通常ではないかと事務局ではと思いますが、事業実施者であります とは、まだきちんとした形で確認しておりませんので したいと思います。</p>
	作野委員	<p>はまだされていないと言う事ですが、ここに出されるのであれば、どの様な対応なり対策をされるのかはつきりしてから出すのが本筋であると思いますので、よろしくをお願いします。</p>
	議 長	<p>については、農業委員会事務局から指導という形で行いたいと考えております。</p> <p>他にございませんか。 (質問、意見なし) ご異議ありませんか。</p>
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について」は議決承認されました。
議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	「議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について」を上程致します。提案者から説明を求めます。
	局 長	<p>議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。</p> <p>平成24年7月10日 南部町農業委員会会長 恩田 一秀 内容につきましては、室長より説明致します。</p>
	室 長	<p>【議案書6～9ページ利用権設定整理番号ごとに朗読及び説明】</p> <p>[新 規] 整理番号83番～84番 設定を受ける者：2人 設定をする者：2人 設定をする土地：3筆 計 4,323㎡</p> <p>補足をさせていただきます。 整理番号83番ですが、平成 年に 事業の で 農地です。この時は事業をきちんと完了して耕作出来る状態にした上で利用権設定をすることが条件でしたが、限られた期間の中で、それも冬にかけてでしたので思った通りの が出来ませんでした。竹もかなり生えていましたし、産</p>

		<p>業廃棄物らしき物も多く捨てられていて、竹を切って根をとり廃棄物を出すくらいまでで終わっていました。その後、強制的に途中で事業をカットされたので中途半端な状態での事業完了でした。その後、の方で自主的に水路の水捌けや根や石の除去をされて、今年度ようやく作付けが出来る状態になりましたので利用権設定を行う運びとなりました。がかかる事業の中で、終わった年度の翌年からをかけるのが本来でございましたが、行政の指導の甘さもございました。今後は産業課とも連携をとりながら、この様な事がないように気をつけたいと思っております。ただし、現地に於きましては、の方でヨケを掘ったり新しく水路を設置したり事業を伴わない部分で御尽力されて、今回利用権設定が出来ることになったことを皆様に補足させていただきます。</p> <p>整理番号84番ですが、昨年、さんが関係の方と農作業をされるという事で利用権設定をされました。そのサポートとしてさんが入られて、農機具もから借りられる同意書も出されました。しかし今年、再設定の通知が来たにもかかわらず、両者とも忘れてしまわれて現在に至ってしまいました。その様な中、農作業を続けるのは難しいのではないかと言う事で、新規という形で利用権設定をしていただけないかお話をし、この時期での申請となってしまいました。83番、84番は共に水稻で、現地は既に田植えは終わっています。</p>
	議 長	<p>質疑を受けます。 (質問・意見なし) ご異議ございませんか。</p>
	一 同	異議なし。
	議 長	異議なしと認め「議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について」は原案通り決定致しました。
5. 協議事項 (1) 視察研修 について	議 長	『5. 協議事項 (1) 視察研修について』を上程致します。提案者から説明を求めます。
	室 長	<p>議案書と一緒に「農業委員の視察研修の開催について(ご案内)」を配らせていただいています。</p> <p>日程は8月3日で決定しました。場所は島根県飯石郡飯南町「島根県中山間地域研究センター」です。研修の内容ですが、センターに到着しましたら概要説明と研究の紹介を30分程度していただきまして、研究員による個別の研修として「グリーンツーリズムの取り組みについて」お願いしています。希望内容としましては、“地域を活性化させるひとつの手段としてグリーンツーリズムに取り組みたいが、地域が自主的に取り組むまでに現在至っていません。行政が主体となって事業実施する場合の組織作り等について事例などがあれば勉強したい”と要望しています。また、農業委員さんが係った取り組み事例があればお話をさせていただきたいとお願いしています。その後、昼頃まで施設内の見学を予定しています。衣掛で昼食を摂った後、帰りは頓原道の駅ぶなの里などを視察しながら4時30分頃には帰着の予定です。</p> <p>日程の中で天萬庁舎出発を8時30分にしておりますが、すみませんが8時に訂正をお願いします。天萬庁舎を8時に出発して清水川バス停、丸合駐車場、公民館から病院前バス停の順番でバスの運転手さんと打ち合わせをしていますのでよろしくお願いします。</p> <p>出欠の確認をしたいので、当日都合が悪い委員さんは手を上げていただけませんか。</p>
		(8番 岡田委員、13番 岩田委員、挙手あり。)
	室 長	分かりました。以上です。
	議 長	<p>この事につきまして、何かお聞きになりたい事はございませんか。 (質問等なし) この様な形で視察研修を行いたいと思います。</p>

(2)遊休農地調査について	議 長	『(2)遊休農地調査について』上程致します。提案者より説明をお願いします。
	室 長	<p>本日、当日配付資料として〔南部町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領〕と〔24年度農地利用状況調査の班編成〕をお配りしています。</p> <p>鳥取県農業会議の「農地を守り活かす全県運動」について先月の総会で申し合わせ決議をしていただきました。これに合わせるには農地パトロール月間を8月から組まないと全県運動に足並みを揃える事が出来ません。そこで、農地パトロール実施要領第2条の農地パトロール月間を今までの10月からを、8月から11月に変更させていただきたいのがひとつ目のお願いです。8月から実施の了承をいただきましたら、全県運動と足並みを揃えて8月21日位に法勝寺庁舎で農地パトロールの出陣式をマスコミ等にも声を掛けて開催し、県からの要望に答えたいと考えています。その後には班長会議を開催して例年通りのパトロールを実施していただきたいと思ひます。実施要領については以上です</p> <p>班編成につきましても皆様にお諮りしたい事がございます。本年度は、この班編成について若干ご協議を願ひます。地区割りは今までと変わりません。例年、上長田地区と東長田地区につきましても他の地区より、昨年は上長田地区には安達委員と庄倉委員に、東長田地区には松川委員と作野委員に加わっていただいております。今年は、隣に書いてありますが、西部農協、産業課、農村振興公社、土地改良区各々の団体にパトロール実施への協力をお願い文書を出して、理事さんですとか農地に詳しい方々がおられますので、その方々にもメンバーに加わっていただひて各団体の協力を得ながら班編成をしたらどうか、ご協議を願ひたいと思ひます。そのやり方で御了承いただきましたら、速やかに各関係団体に依頼文書を出して班編成のメンバーを募りたいと考えておりますので宜しく願ひ致します。</p>
	議 長	提案者より従来とは違つた班編成の提案がありました、この事につきまして質疑を受けます。
	野口康夫委員	西部農協、産業課など色々な所から参加していただくのは良いのですが、例えば、土地改良区でしたら理事さんが主体となるのですか。農協は農協職員さんですか。
	議 長	<p>本日皆様の承認を得ましたら、土地改良区につきましても理事長さん宛てにパトロールへの参加を依頼します。その後、どの様な形で何人出されるかなどは土地改良区で会議等をされてのご判断になります。我々が、「何人出して下さい。」などと言う事は越権行為になってしまいます。他の関係団体につきましても同じ様に、土地改良区理事長、農村振興公社理事長、鳥取西部農協組合長等に通知を出して、その機関の中で判断を願ひたいと考えています。</p> <p>皆様に周知徹底してもらつたためにも、多くの方々に入つていただきたいと思ひます。上長田は秦野委員、東長田は幅田委員をリーダーとしてその中に各機関から加わっていただけたらと考えています。</p>
	野口晴正委員	各機関から参加されるのは農業委員会への協力なのではないでしょうか、それとも出てこられた方がリーダーになられる事があるのでしょうか。内輪喧嘩になる様なことがあつてもいけません。あくまでも協力という形なら良いと思ひます。
	議 長	農業委員会として各地区の班長さんがリーダーであつて、各機関の方々はサブ的な考え方で、その皆様にも見ていただひて農地の現状を周知徹底してもらつた形です。あくまでも農業委員がリーダーです。土地改良区の中にも遊休農地を守る要綱がありますのでよい機会だと思ひます。
	議 長	他にございせんか。 (質問・意見なし) それでは、この様な形で実施いたします。任命につきましても会長に一

		任をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
	唯代理	先ほど、室長より出陣式を8月21日とのお話がありましたが、決定ですか。今まで実際の調査は10月から行っていました。全県運動と足並みを揃える為に要領2条の変更をされましたが、8月から農地パトロールを行うのか、従来通り地域の農業委員さんに委ねて10月以降に行うのか、具体的にどの様に考えでられるのか教えて下さい。
	議 長	8月から11月と言うのは鳥取県の農地パトロールに合わせたからです。各地域のパトロールにつきましては従来通りリーダーの方が日程の策定をしてください。出来るだけ事務局も同行させたいと考えておりますので、日をずらしていただけたらと思います。 8月21日というのは決定ではないですね。
	室 長	はい、8月21日は案です。
	唯代理	各機関より返答があつてから、会長を交えて日程を設定されるようにお願いします。
	議 長	農業委員の皆様から承認をいただいてから各機関に文書を送る考えで、本日の総会を待っておりました。承認をいただき次第、明日からでも準備に入りますので皆様のご協力をお願い致します。 他にございませんか。 (質問・意見なし) ないようでしたら、この様な形の中でご一任いただき、各機関からの任命が決まりましたら班編成表に名前を入れたいと思います。改良区も区分割りがしてありますし、会見土地改良区と南部土地改良区と別れていますのでその辺も加味致します。
6. 報告事項 (1) 一時転用 届について	議 長	「報告事項(1)一時転用届について」を上程致します。提案者より説明を求めます。
	室 長	【6. 報告事項(1) 農地一時転用届について朗読及び説明 (10分)】 番号2の完了日が平成25年4月19日となっていますが、着手日は平成24年10月20日を希望日として申請書が出されています。申請が早いと感じておられると思います。現地調査資料の8ページからですが、申請地は から に抜ける道路がある の少し下になります。9ページを見てください。 借りられる田の道路を挟んだ向かい側の山が を出される山です。午前中に本人さんに聞き取りをしたところ、8月過ぎには準備の為にこの山に入るが、9月や10月になって申請書を出したが許可が出ない事になれば、それまでの準備が駄目になってしまうので、事前に早い段階で申請書を出させていただいたと言う事でした。本日現地に行きましたが水稻が植わっていました。稲刈り後に を置かれるのですが、現地の形が4m×25mの100㎡になっています。10月の事業着手される前にもう一度現場を見させていただくことをお伝えしています。 番号1は現地調査資料の4ページからです。 の前で、 過去に さんが という構造物を造る 為に迂回路を造られた場所です。今回、 さんが同じ場所の を 受注されて、今の町道の所に横断で大きな土管を入れる工事をされます。それ を行う為にもう一度仮設道路を造る必要があり今回の申請となりました。4ペ ージに地図を付けています。5ページの公図の1579番1の斜線部分を借りたいと いうことです。7ページは全体の計画図です。以上が一時転用届の報告です。
	議 長	この事につきまして質疑を受けます。 (質問・異議なし) ご異議ございませんか。
	一 同	なし。
	議 長	異議がございませんでしたので「報告事項(1)一時転用届について」の報告を終わります。
7. その他 (1) 農業委員	議 長	『7. その他 (1) 農業委員等の公務災害補償制度について』提案者より説明をお願いします。

等の公務災害補償制度について	室長	<p>本日、〔農業委員等の公務災害補償制度の加入手続きについて〕配付しています。これは、毎年皆様より掛け金をお預かりして加入手続きをしています。今年も案内が来ましたので、8月の総会の時に、A型での加入掛け金千円をお預かりして事務局から申し込みを致します。8月の議案書を送る際にもう一度この事について改めて依頼文書を同封させていただきます。</p> <p>それから皆様の机に茶封筒が置いてありますが、それは図書の斡旋です。ご希望がありましたら、直接又は事務局からでも注文します。</p>
		<p>この事につきまして、何かありませんか。 (意見等なし)</p>
その他	作野幹事	<p>・ 代満会の決算報告。</p>
	種委員	<p>事務局にお願いしたいのですが、現地調査資料ですが位置図に合わせて同じ方位に合わせていただけませんか。とても見難いのでよろしく願います。</p>
	議長	<p>今後、方角を付けさせます。</p>
平成24年度第5回南部町農業委員会総会の日程について		<p>平成24年度5回南部町農業委員会総会の日程について 平成24年8月7日(火)開催</p>
8、閉会	議長	<p>これにて、平成24年度第4回農業委員会総会を終わります。ありがとうございました。</p>
<p>備考：上記会議録は、公開用として、南部町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しています。また一部要約等を行い記載しています。</p>		